

平成 2 7 年第 2 回臨時会

# 滝 川 市 議 会 会 議 録

## 第 2 回臨時会会議録目次

| 第 1 日目（平成 2 7 年 7 月 2 7 日）                 | 頁   |
|--------------------------------------------|-----|
| ○開会宣告                                      | 3   |
| ○開議宣告                                      | 3   |
| ○日程第 1 会議録署名議員指名                           | 3   |
| ○日程第 2 会期決定                                | 3   |
| ○日程第 3 報告第 1 号 専決処分について（損害賠償額の決定）          | 3   |
| ○日程第 4 報告第 2 号 専決処分について（損害賠償額の決定）          | 4   |
| ○日程第 5 報告第 3 号 専決処分について（訴えの提起）             | 5   |
| ○日程第 6 議案第 1 号 平成 2 7 年度滝川市一般会計補正予算（第 3 号） | 5   |
| ○日程第 7 決議案第 1 号 飲酒運転等の交通死亡事故を撲滅する決議        | 1 6 |
| ○閉会宣告                                      | 1 8 |

平成27年第2回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成27年 7月27日（月）

午前 9時58分 開 会

午前11時07分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
日程第 2 会期決定  
日程第 3 報告第 1号 専決処分について（損害賠償額の決定）  
日程第 4 報告第 2号 専決処分について（損害賠償額の決定）  
日程第 5 報告第 3号 専決処分について（訴えの提起）  
日程第 6 議案第 1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第3号）  
日程第 7 決議案第1号 飲酒運転等の交通死亡事故を撲滅する決議

○出席議員（18名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 三 上 裕 久 君 | 2番  | 堀 重 雄 君   |
| 3番  | 舘 内 孝 夫 君 | 4番  | 清 水 雅 人 君 |
| 5番  | 山 本 正 信 君 | 6番  | 安 樂 良 幸 君 |
| 7番  | 本 間 保 昭 君 | 8番  | 田 村 勇 君   |
| 9番  | 井 上 正 雄 君 | 10番 | 水 口 典 一 君 |
| 11番 | 小 野 保 之 君 | 12番 | 渡 邊 龍 之 君 |
| 13番 | 木 下 八重子 君 | 14番 | 山 口 清 悦 君 |
| 15番 | 柴 田 文 男 君 | 16番 | 荒 木 文 一 君 |
| 17番 | 関 藤 龍 也 君 | 18番 | 東 元 勝 己 君 |

○欠席議員（0名）

○説 明 員

|             |           |               |           |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| 市 長         | 前 田 康 吉 君 | 副 市 長         | 千 田 史 朗 君 |
| 副 市 長       | 鈴 木 光 一 君 | 教 育 長         | 山 崎 猛 君   |
| 監 査 委 員     | 宮 崎 英 彰 君 | 会 計 管 理 者     | 若 山 重 樹 君 |
| 総 務 部 長     | 中 島 純 一 君 | 総 務 部 次 長     | 高 橋 一 美 君 |
| 市 民 生 活 部 長 | 舘 敏 弘 君   | 市 民 生 活 部 次 長 | 石 川 雅 敏 君 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 高 橋 一 昭 君 | 保 健 福 祉 部 次 長 | 国 嶋 隆 雄 君 |
| 産 業 振 興 部 長 | 中 川 啓 一 君 | 産 業 振 興 部 次 長 | 長 瀬 文 敬 君 |

|          |       |           |       |
|----------|-------|-----------|-------|
| 建設部長     | 大平正一君 | 建設部次長     | 高瀬慎二郎 |
| 君        |       |           |       |
| 教育部長     | 田中嘉樹君 | 教育部指導参事   | 小野裕君  |
| 教育部次長    | 河野敏昭君 | 監査事務局長    | 伊藤克之  |
| 君        |       |           |       |
| 市立病院事務部長 | 鈴木靖夫君 | 市立病院事務部次長 | 田湯宏昌  |
| 君        |       |           |       |
| 総務課長     | 鎌田清孝君 | 財政課長      | 堀勝一君  |

○本会議事務従事者

|      |       |   |   |       |
|------|-------|---|---|-------|
| 事務局長 | 菊井弘志君 | 次 | 長 | 竹谷和徳君 |
| 書記   | 平川泰之君 | 書 | 記 | 村井理君  |

開会 午前 9時58分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成27年第2回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において山本議員、安樂議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

ここで7月1日付の人事異動等に伴う部長職職員の紹介がありますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時00分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議 長 日程第3、報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。説明を求めます。建設部長。

○建設部長 おはようございます。それでは、報告第1号 専決処分について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定であります。事故発生日時は、平成27年5月6日午前10時38分ころ。事故発生場所は、滝川市栄町3丁目5番16号地先であります。相手方は、記載のとおりであります。損害賠償額は16万8,687円で、全額車両修理代でありま

す。なお、損害賠償金につきましては、全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険で全額補填となるところであります。専決処分年月日は、平成27年6月30日であります。事故の原因ですが、市道空知通り線のガードレールに取りつけている夜間反射板が強風により外れ、同市道を走行中の相手方車両の右側面部に接触し、損害を与えたものであります。

今後につきましても市道の維持管理には一層万全を期してまいりたいと存じます。このたびはまことに申しわけございませんでした。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

#### ◎日程第4 報告第2号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第4、報告第2号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。説明を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ただいま上程されました報告第2号、専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定でございます。事故発生日時は、平成27年5月1日午前9時35分ごろ。事故発生場所は、滝川市役所駐車場内でございます。相手方は記載のとおりでございますが、(1)の方が車両の所有者、(2)の方が当該車両の運転者でございます。損害賠償額は14万9,366円ですが、内訳は車両損害額が11万4,046円、診療費等で3万5,320円でございます。この賠償額につきましては、市が加入する公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済で全額適用となります。専決処分年月日につきましては、平成27年7月1日でございます。事故の原因でございますけれども、国際協力用務にて滝川市役所駐車場内において公用車両を駐車しようと後退したところ、相手方車両の左前面部に公用車両の右後方が接触し、損傷を与えたものでございます。

交通安全及び車両の運行につきましては、日ごろから安全確認を怠ることのないように指導をしておりますけれども、このような事故になったことはまことに申しわけございません。今後とも一層の交通安全及び安全運転の徹底に努めたいと思います。改めておわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第3号 専決処分について（訴えの提起）

○議長 長 日程第5、報告第3号 専決処分について（訴えの提起）を議題といたします。

説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 おはようございます。報告第3号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

専決事項は、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する訴えの提起でございます。相手方は、記載のとおりとなっております。訴えの趣旨でございますが、相手方が市営住宅家賃を滞納していることから支払い督促の申し立てを行いました。相手方から督促異議の申し立てがあり、民事訴訟法第395条の規定により訴えの提起をするものでございます。滝川市が裁判所へ支払い督促の申し立てを行った日は、平成27年6月24日でございます。相手方から督促異議の申し立てがあった日は、平成27年7月9日でございます。訴訟遂行の方針でございますが、1として滝川市建設部次長ほか4名の職員を訴訟代理人として定め、2として訴訟において必要がある場合は上訴することとし、3といたしまして訴訟において必要がある場合は適当と認められる条件で和解に応じます。管轄裁判所は、札幌地方裁判所滝川支部滝川簡易裁判所でございます。専決処分年月日は、平成27年7月15日でございます。

以上、報告を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第6 議案第1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第3号）

○議長 長 日程第6、議案第1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。千田副市長。

○千田副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

今回の補正は、平成26年度補正予算（第7号）にてご承認いただき、平成27年度に繰り越して実施しております地域住民等緊急支援のための交付金事業費に追加してプレミアム商品券発行事業を行うための補正のほか、國學院大學北海道短期大学部入学者への修学奨励金制度を拡充するための補正が主な内容となっております。

1 ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ7,500万円を追加し、予算の総額を209億8,114万7,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の補正は、第2表によるところでございます。

2 ページから3 ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

5 ページをお開きください。第2表、地方債の補正でございます。地域イントラネット整備事業債を追加し、限度額を340万円とするものでございます。地域イントラネット整備事業債の追加につきましては、国道12号江部乙地区車道拡幅工事に伴う地域イントラネット光ファイバーケーブル移設工事の財源としたいとするものでございます。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明を申し上げますので、10 ページ、11 ページをお開きください。2款1項1目一般管理費、補正額1,460万5,000円の増額についてでございますが、地域イントラネットの管理に要する経費460万5,000円の増額につきましては、今年度国道12号江部乙地区の車道拡幅工事が予定されており、地域イントラネットの光ファイバーケーブルの管路として利用している開発局設置の情報ボックスが移設されることになり、工事区間約300メートルについて光ファイバーケーブルの移設工事が必要となったことから補正したいとするものでございます。次に、ふるさと納税の推進に要する経費1,000万円の増額につきましては、当初予算で1,000件、1,000万円の寄附金を見込み、その半額程度を謝礼品等の費用として見込んでおりましたが、6月までの3カ月で641件、956万円の寄附金が寄せられたことから今後の見込み額を補正したいとするものでございます。

2款1項3目企画費、補正額679万円の増額につきましては、國學院大學北海道短期大学部連携による地方創生事業に要する経費の補正でございます。地方創生の観点から、地域人材の育成と人口の定着を目指すものであり、國學院大學北海道短期大学部あるいは編入学により國學院大學を卒業後に滝川市内での就職を促進するため、既存の滝川市修学奨励金制度を拡充、再構築し、補正したいとするものでございます。

2款1項4目財産管理費、補正額1,000万円の増額につきましては、財産の取得、管理及び処分にする経費の補正でございます。ふるさと納税の推進に要する経費と同様に寄附金の今後の見込み額を補正することに伴い、寄附金額から謝礼品等の必要経費を除いた分をふるさと基金に積み立てるため補正したいとするものでございます。

2款1項9目地域住民等緊急支援のための交付金事業費、補正額4,300万円の増額につきましては、地域消費喚起・生活支援型交付金事業に要する経費の補正でございます。北海道の地域ふれあいプレミアム付き商品券発行促進事業補助金が追加して交付されることになったことから、平成26年度に補正予算（第7号）にてご承認いただき、平成27年度に繰り越して実施しておりますプレミアム商品券発行事業を追加して行うための補正で、プレミアムとして付与する20パーセントの全額が補助されるものでございます。

7款1項2目観光費、補正額60万5,000円の増額につきましては、その他観光振興に要す

る経費の補正でございます。本年8月に砂川サービスエリアスマートインターチェンジが開通することに伴い、中空知5市5町の情報発信を行い、周辺地域の来客増を促進し、経済効果につなげることを目的として、旅行情報誌に滝川市のPR記事を掲載するための費用を補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計7,500万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。16款2項6目総務費補助金4,300万円の増、18款1項1目一般寄附金2,000万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金860万円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

22款1項4目総務債340万円の増は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で7,500万円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。荒木議員。

○荒木議員 それでは、2点伺いをいたします。

國學院大學北海道短期大学部連携による地方創生事業に要する経費について伺います。1点目は、これ地方創生事業にかかわるということです。その保証はまずないわけなんですけれども、仮に地方創生事業内の連携事業ということになった場合に一応5年間の国からの支出の縛りがあるわけで、これが時限的なものになるのか、あるいは結果によるのでしょうかけれども、恒久的なものになるのかというお考え、今のところの見通しについて伺います。

2点目は、ふるさと納税にかかわることなわけですけれども、國學院の本学の関係者の皆さんでこれまでに滝川市に対してふるさと納税の実績があるのかないのかについて伺います。

○議長 長 荒木議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 國學院大學北海道短期大学部との連携による地方創生事業についてのご質疑でございますけれども、まずこの事業に関してでございますが、この事業は地方創生の観点から、地域人材の育成と人口の定着を目指すもので、人口定住政策として地域の雇用の促進、それから地域の高等教育機関の活性化というものを目的に行っているものであります。政策の実施に当たりましては、地域社会の状況でありますとか、それとか地域に現在ある高等教育機関の置かれている環境などさまざまな要因を総合的に判断をしていかなければならないというふうに考えております。地方版総合戦略の計画期間というのは5年間ということになっているわけなんですけれども、地方創生に資する事業であるならば、これは継続して運用していくことも十分に想定されるというふうには考えております。ただ、地方版総合戦略に盛り込まれる事業というものは、重要業績評価指標、いわゆるKPIが設定をされ、PDCAサイクルで検証されるということになっておりますので、この部分については地方創生事業として行うことに対しては重要な要素であるというふうに考えております。

それから、2点目の國學院大學でふるさと納税に取り組んでいただけるということの中で、これ

までの実績ということでございますけれども、ふるさと納税の納税項目の中にこれまで國學院北海道短期大学部というものの項目をのせたことはございません。項目がないということから、これまで國學院に対しての寄附というものがあつたかどうかというものは現状としては把握をできないというふうに思っております。ただ、7月1日から國學院短大からの申し出もございまして、國學院大學北海道短期大学部の教育振興等という項目を追加をしております。7月1日からは、既に3件の寄附が入っている状況でございます。

以上、雑駁でございますが、説明いたします。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 1点目については、K P Iの指標の関係については理解しているのですけれども、5年以降もし市の単費で継続するという事になれば、そういう要するにサイクルの指標だとか経過以外に滝川市の本当に効果があつたのどうかという判断が重要になると思いますので、それを今とは申しませんが、例えば学生数がふえたのか、あるいはUターンがふえたのか、そういうようなことをこういう基準以上とか大まかなものをどこかで公表というか、お伝えいただけるのかどうかということが1点。

それと、國學院の関係、ふるさと納税については理解をしたのですけれども、これは國學院の関係者が何人ぐらいしたとかということは多分公表できるようなものではないと思いますので、これを國學院という名目で、要するに納税をした方は恐らく國學院の関係者の比率が多いだらうというふうに判断してほしいということでもよろしいのかどうかを確認いたします。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 まず、1点目でございますけれども、いわゆるK P Iを設定をするということになりましたその状況というのは、国のほうにも報告をしなければならないということになりますし、当然今地方版総合戦略を決定する上で、いろいろな組織でもって決定をされているわけですから、その部分に報告をされることになるのではないかなというふうに思っております。

それから、2点目につきましては、いわゆる國學院大學の振興にという項目がなければ、やはりそこにどれだけ寄附をされたかということでしか把握ができない。ふるさと納税をされた方の個人情報を出すことができませんので、そういう形で項目を出していくという予定でございます。寄附に対しては、これから國學院のほうでどのような形で取りまとめていくかというような議論というか、パンフレットをつくって本学の教員等の方に寄附をしていただけるような環境をつくっていきたいというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 もうやめるつもりだったのでございますけれども、質疑と答弁がちょっとかみ合っていないところがあると思うので、私が1点目でお聞きしたかったのは、要するにこれ5年間が終わって継続するという事になればそのときにまた相当な論議になってしまうので、国が今示している基準だとか何とか、それに基づく報告だとか何とかということではなくて、市独自の継続判断をする基準、要するに実績基準をつくるというか、そういうものを判断するものがどっかでそういう状況

が生まれるのではないかというふうに思うのですけれども、その方針だけで結構ですが、よろしく願います。

○議長 長 千田副市長。

○千田副市長 荒木議員おっしゃるとおり、5年間地方創生という形で進めていきたいとは思っていますけれども、今おっしゃっているとおり市としても継続するかどうかという判断はしなければならないと思っています。何年後にというか、それが3年後になるのか、何年後になるのかわかりませんが、市としても独自の効果を検証しながら議会等々に報告したいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 プレミアム商品券のことについて数点質疑させていただきたいと思います。

今回の目的、7月17日付の経済建設常任委員会の資料では、消費に関する地域の実情に配慮しつつ、地域の消費喚起など景気脆弱な部分にスピード感を持つて的を絞った経済対策と書かれています。今まで行ってきたプレミアム商品券の発行を通して、一般市民にとってはお得感を感じられる企画と思われますが、登録店の売り上げは商品券発行前と比べてどのように変化していますでしょうか。また、商品券の額は全て1,000円と聞いております。もっと使いやすく500円券などは考えなかったのでしょうか。

2番目、実施主体は滝川商工会議所、滝川市商店街振興組合連合会、江部乙商工会の3団体でしたが、市内にはどの団体にも所属していない個人の事業者がおります。今後もこの事業が継続される場合に個人事業者が登録店として参加することは可能であると聞いておりますが、今後知られていない業者に対してどのように周知をしていくおつもりでしょうか。

また、3番目、購入手段について、文化センター、スポーツセンター、改善センターの3カ所での販売となっておると聞いておりますが、一般の市民の方より長蛇の列に並ぶのがつらいと一部の市民より聞いております。ご高齢者に対する配慮はお考えでしょうか。

4番目、プレミアム商品券の周知方法について、前回は広報を利用して市民にお知らせをしていたと聞いております。今回は、新聞折り込みにしてお知らせをすることですけれども、新聞折り込みだけでは足りないと思います。今回の周知方法についてほかにどのような方法を予定しておりますでしょうか。

以上です。

○議長 長 館内議員の質疑に対する答弁を求めます。産業振興部次長。

○産業振興部次長 ただいまご質疑ありましたプレミアム商品券発行事業にかかわる4点の質疑に対してご答弁をさせていただきます。

1点目の登録店の売り上げの変化並びに500円券の検討につきましては、今年度発行したプレミアム商品券において現在も各登録店で利用されているところであり、実際の効果につきましては今後検証していくこととなりますが、本年1月9日のまち・ひと・しごと創生総合戦略及び地域住民生活等緊急支援のための交付金に関する説明会資料によりますと、プレミアムつき商品券による個人消費の押し上げ効果はプレミアム額の2倍から6倍もの消費押し上げ効果があったと報告され

ているところでございます。昨年度発行した商品券のプレミアム額600万円で換算いたしますと、その効果は1,200万円から3,600万円の消費押し上げ効果があったものと推計されます。今年度につきましては、既に昨年の1.3倍のプレミアム額を発行していることから、各登録店においても一定程度の効果はあるものと期待しているところでございます。

また、商品券の額面につきましては、少額の買い物にも利用できる500円券についても実行委員会で検討したところでございますが、今回の目的が生活支援ではなく地域の消費喚起をするために行うものであることから、より大きな買い物をしていただくために1,000円券としたところでございます。

2点目の個人事業者が登録店として参加するに当たりましての周知方法等につきましては、今年度の実施主体は滝川商工会議所、滝川市商店街振興組合連合会、江部乙商工会、市内金融機関、滝川市の5団体で実行委員会を組織し、商品券の販売を行っているところでございます。ご質疑にありましたどの団体にも所属していない個人事業者につきましては、プレミアム商品券の参加申込書を実行委員会のほうに提出していただければ随時参加することが可能となっております。また、周知につきましてはなお一層実行委員会とともに周知を図っていきたいというふうに考えております。より多くの事業者の方々に参加していただき、商品券の効果を広く波及させていきたいと考えておりますので、お力添えをよろしくお願い申し上げます。

3点目の高齢者に対する配慮につきましては、プレミアム商品券の販売時にご存じのとおりどの会場も長蛇の列となり、市民の方々には大変ご負担をおかけしているところでございます。ご質疑の高齢者の方への対応につきましては、できる限り高齢者の方への負担軽減が図れるように商品券の販売方法を実行委員会で協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

それから、4点目の周知方法につきましては、4月に行いましたプレミアム商品券につきましては、広報、新聞折り込み、エフエムG'sky、滝川市の公式ホームページなどにより周知を行ってきたところであります。今回につきましては、従来の新聞折り込み、エフエムG'sky、滝川市の公式ホームページに加え、新たに各参加店にポスターを掲示し、広く市民の方々に周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 補正予算について大きく3点お伺いをしたいと思います。

まず、10ページ、11ページの地域イントラネットの管理に要する経費ですが、まずこれはこのイントラネットができて既に12年が経過した市独自の光ファイバー網ということで、私自身は小中学校と江部乙支所がその用途範囲、使っているところというふうに把握をしておりますが、この12年間の用途についてお伺いをしたいと思います。

また、当然寿命がありまして、その寿命が来ると改修に多額の費用がかかるということで、この寿命が尽きた後はどのような考えなのかについてお伺いをしたいと思います。

3点目は、今回一時的ということで460万5,000円を予算化されるわけですが、いずれ寿

命が尽きるのであれば今回この機をもっていわゆる民間回線業者に切りかえるということも可能だったのかなというふうに思いますが、そうしなかった経過について伺いをしたいと思います。

大きな2点目は、荒木議員も質疑をされました國學院大學北海道短期大学部連携による地方創生事業に要する経費として計上されております修学奨励金、1人当たり上限30万円、現在8万円ものを初年度として20件、600万円を想定しているということについてですが、まずこの点については財源は100パーセントこれまでは市の一般財源と。今後は、まち・ひと・しごと創生法に伴う交付金の交付されるかどうかは今後ですが、これを予定されているということで今荒木議員のほうから質疑がありました。まず、そもそも交付金を使えるかどうかという見込みについてどのようにお考えになっているのか。

また、まち・ひと・しごと創生法は結婚、出産、子育てされる世代の方に希望を与えるという基本理念を第2条の大きな柱として掲げております。そういう点で地元にある大学だからということだけでなく、やはり滝川市民が高等教育機関に進む場合に同じように少子化に伴う入学減の中でいろんな施策を考えている。國學院大學が考えているようなことは、ほかの大学も考えるのではないかと。同じように、今回は國學院大學が3年、4年に編入した場合の支援、そして短期大学部が1年、2年の支援と。授業料半額の支援をするということなのですが、ほかの札幌や旭川、あるいは場合によっては東京、そういったところの大学、将来滝川に帰ってきたときとか、帰るという条件、同じような条件をつけて私たちも國學院短期大学のようにやりたいのだけれどもといっても申し込んできた場合、どのような対応をされるのか。また、同じような事例はないというふうに思うのですが、それに類するような計画や要請はこれまであったのかということでお伺いしたいと思います。

3点目は、同じページで商工費のその他観光事業に要する経費ということで、今回砂川サービスエリアスマートインターチェンジが開通することに伴い、旅行情報誌に滝川市のPR記事を掲載するための60万5,000円の予算が計上されております。これについてですが、まず情報誌名、次に何ページ滝川市分として確保されるのか、また何月号で、その原稿締め切りはいつなのか、また砂川市が呼びかけているということですが、広域的な計画づくりというのは具体的にどのような広域的な計画をつくることに、具体的にどういうふうに行っているのかということをお聞きしたいと思います。

4点目は、2ページの中に通常今ご説明でも経済効果を狙っている。つまり買い物をしていただく。来ていただいてお金を使っていただくということでいうと、そこに掲載されるのは魅力ある食べる、見る、遊ぶと、体験すると、そんなことが情報として紹介されるのだろうというふうに思うのですが、その場合にいわゆる民間事業者を紹介すると。民間事業者の場所だとか、電話番号だとか、料金だとか、あるいは写真だとか、こういったことを掲載することは十分計画されるのだろうと思うのですが、税金でやる以上一部のそういう業者さんを紹介するという点については問題はないのかについて伺います。

以上です。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 地域イントラネットについてのご質疑3点についてお答えをさせていただきたいと思いますが、まず用途についてでございます。現在地域イントラネットにつきましては、小中学校のインターネットの利用環境を整えるという部分、また江部乙支所のこれもインターネット回線あるいは行政情報、業務用の回線、戸籍とか住民票とか住民登録とか、そういった業務用の回線に加えて小中学校の給食の献立作成システム、給食の献立等のシステムのネットワークがつながっている。そのほか児童見守りシステムの利用というような用途で活用をいただいているところがございます。

2点目の寿命の後にどのような考えかというご質疑でございますが、ご存じのとおり平成13年度に地域イントラネットとして光ファイバーケーブルの接続を行いまして、通常光ファイバーケーブルの寿命というのはおよそ20年と一応言われております。その後どうするのだということになります。現在民間の光ファイバー網がかなり整備されているということから、将来的に寿命後そちらへの切りかえということも含めて検討していきたいというふうに考えております。

3点目ですが、いずれ寿命が来るのであれば、今お話しした民間へ切りかえることも可能だったのではないかとご質疑でございますが、既に国道12号の拡幅工事についてはかなり以前からお話があったところでございますが、今回情報ボックスの移転の話については突然国のほうからお話が来て、開発局側の工事に間に合わせるためには今回の工事しか方法がなかったと。時間的な制限ということがございます。そういったことから補正予算を組ませていただきまして。今回の補正により現在の地域イントラネットの今度上空の線ということになりますけれども、それを活用して今後行政情報あるいは個人情報という形で、そういう情報の万全なセキュリティー体制を整えた中で整備を進めさせていただきたいというふうに考えております。専用回線を使うと、やはりネットワークの構築にかなり設計に時間がかかるということもありまして、開発局の工事にあわせてということで今回の補正ということに至ったということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 総務部次長。

○総務部次長 國學院大學北海道短期大学部との連携に伴います地方創生についてのご質疑でございますが、まず1点目、地方創生交付金の見込みはどうかということでございますが、先ほども荒木議員さんのほうにお答えをさせていただきましたけれども、地域人材の育成と人口の定着を目指すという趣旨は今回の地方創生の趣旨にふさわしいということでございまして、対象になる見込みというのは非常に大きいというふうに私どもとしては考えておりますし、対象になるように鋭意交付金の申請作業を行ってきたいというふうに考えております。

それから、2点目の今回の地方創生につきましては、結婚、出産、子育ての希望をかなえるということで、地元の大学だけではなくていろいろな大学に対してそのような施策をとる考えはないのか、そういうような問い合わせがないのかということでございますけれども、1点目としてはそういう政策をとってほしいという他の地域の大学からの問い合わせというのはないというふうに考えております。それから、このような条件をつけて地域にまた人材として戻ってきてもらうという政策というのも一定程度必要であるというふうには考えておりますけれども、現在國學院大學北海道

短期大学部が地元にあって、その大学が地域立大学として地域の人材を育てたいということで進めておりますので、そのようなことも考えながらこの政策について進めていきたいというふうに考えております。地元就職という面では、昨年地域連携協議会で企業懇談会を開催をして、地域の短大に求める人材の把握を行っておりますし、短大においても日ごろからインターンシップなどで地域企業に対しての理解を深めるように努力をしているというようなこともございます。このような中で、まずは地域の大学から地域の人材を育てるということを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 広域観光PR事業につきましてご答弁をさせていただきます。

まず、1点目の情報誌名でございますけれども、「じゃらん」9月号でございます。ページ数につきましては、広域観光PR事業として8ページのうち2ページを掲載予定をしてございます。それから、原稿締め切りにつきましては、今週「じゃらん」の担当者が来ますので、担当者間で打ち合わせを行うことになっておりますので、その中で決めるようなことになっているところでございます。

それから、4点目につきましてですけれども、企業を載せるかにつきましては、内容がまだ決まっておりますけれども、掲載の打ち合わせを行う中で検討を行っていききたいというふうに考えておりますし、他の自治体とのバランス等もございますので、そのようなことになりましたら検討していきたいというふうに考えてございます。

計画づくりにつきましては、今回は先ほど申しましたように砂川市のスマートインターチェンジが8月8日に開通するということから、そのことに的を絞ったPRというような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まず、地域イントラについては12年間使ったということで、たしか1億数千万円、補助率が幾らか、起債充当がどうだったのか、市の一般財源がどうだったかということは、それは本会議の場ですから聞きません。ただ、1億数千万円かかった事業の割には、その後急速に民間事業者の光ファイバー網が発展して、今から考えるとあのとき慌ててやる必要があったのだろうか。滝川市は、非常にもう最先端を行きたいというか、そういう能力が高いまちなのです。プレミアム商品券も全道で恐らく商品券の販売にこぎつけたのは1位か2位なのです。全道178市町村ですか。それぐらい早いので、これもたしか相当早かったのだらうと思うのです。そういった点で、私は急ぐ必要はなかったのではないかなと今にして思うのですが、この事業の評価を費用対効果がどうだったのかと。今回460万5000円を計上するに当たってお伺いをしておきたいというふうに思います。

次は、國學院についてですが、何かまるで交付金を得られることによりかなり自信があるというご答弁なのです。それで、交付金については金額等、要件等がまだ見えないはずなのですが、現時点で

どこまでこの交付金についてわかっているのか。要するに内定だとかこぎつけるのに相当大変ですよ、普通は。そういう点でどこまでわかっているのかということで、わかっている概要についてお伺いしたい。当然これは、仮に該当しても28年度からだということで確認をしたいというふうに思います。まさかこの事業についてもさかのぼって補助金に財源切りかえできるということはないだろうというふうに私は思うのですが、そのあたりもお伺いをしておきたいというふうに思います。

それと、観光振興に要する情報誌掲載で、私がお聞きしたのは広域で足並みそろえているというのはわかるのだけれども、恐らくどちらかに集まって、どこかの、砂川市さんあたりから提案がされてたたき台が出されて、それについていろいろ議論した中でつくられてきているというふうに思うのですが、そのあたりの進め方をお聞きしましたので、そういう点でお答えをお願いしたいと思います。

2点目は、民間事業者の宣伝も掲載される可能性が高いご答弁だったのですが、それについて問題ないかということで聞いたら、ほかのまちとの足並みもあるので、そこは問題ないだろうという答弁がされたのですが、しかし果たしてそうなのかということなのです。「じゃらん」という雑誌は、広告料収入でやっているわけです。それで、民間事業者はそこに常に広告料を払ってお客を呼び込むわけです。あえてそこに税金を使う必要があるのだろうか。「じゃらん」の企画としてスマートインターできるということで、「じゃらん」が営業して広告を載せるのがそれは一般的なやり方で、そこに何か自治体がしゃしゃり出て、入ってわざわざ割り込んでいくこと、やっぱり砂川市さんがやるのはいいけれども、それに滝川市も一緒になって、やるのならもうそこで民間事業者の掲載をしましょうということに市民の納得が得られるのかという点で私はちょっと疑問を感じるのです。そこで、そういう大きな考え方ともう一つは税金でこういった情報誌に民間事業者を掲載、恐らくこれはもうしてきているのだというふうに思うのですが、実績があればお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 地域イントラネットについてのご質疑についてお答えさせていただきたいと思います。

急いでやる必要はなかったのではないかというご趣旨のご質疑だったと思いますが、当時平成13年、先ほどお話しさせていただきましたが、その当時インターネットの環境が江部乙地域あるいはほかの東滝川地域と、こういったネット環境の見通しがまだ立っていなかったという時期であったと思います。当然小中学校での使用という部分については、当時東滝川あるいは江部乙といったらまだISDNも行ったか、行かないかの時代だったと思いますけれども、そういった中で開発局の情報ボックスを活用することによって、補助事業として経費を抑えながら取り組めたという部分については一定の効果があつたのではないかとこのように思っております。数値的な成果等についてはちょっと今持ち合わせておりませんが、お話しさせていただいたとおりそういった時代の背景の中で、国の事業あるいは補助事業あるいは国の施設を活用しながらそういった教育環境あるいは情報環境というものが整えられたということについては十分成果があつたものというふうに考えて

おります。

以上です。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 國學院大學北海道短期大学部との地方創生連携のご質疑でございますけれども、新型交付金に自信があるというご質疑でございましたけれども、あくまでも地方創生事業の対象にはふさわしいというふうに考えておりますけれども、最終的にこれが交付金が当たるかどうかという部分までを明確に明言をできるものではないというふうには思っておりますので、そこについてはご了承を願いたいと思いますが、あくまでも新型交付金に非常に該当する事業であるというふうに考えております。

それから、今回の交付金につきましては、上乗せ交付金３００億円というものが国が用意しているものを利用する予定でございまして、その部分のタイプⅡの１地方公共団体当たり上限として１，０００万円という部分についての交付申請を行うことで考えております。この上乗せ交付金は今年度の事業でございますので、今年度の予算について交付金が対象になれば財源振りかえを行って執行をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 それではまず、広域観光のＰＲにつきましては従来も中空知広域圏で「じゃらん」に掲載をしているところでございます。今回につきましては、中空知広域圏の産業観光主管者会議で提起されまして、中空知の観光、物産振興を中心としてＰＲしたいというふうに考えて今回に至ったところでございます。

続きまして、民間事業者の掲載につきましては、ご答弁で言葉が足りないところがあったかと思っておりますけれども、載せる、載せないというのはまだ決まっていないところでございます。先ほど申しましたように、載せる、載せないにつきましては他の自治体とのバランスを考えながら考えていきたいというふうに考えているところでございます。また、実績につきましては把握しておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ６０万５，０００円という情報誌の再々質疑ですけれども、金額でいえばそれほど大きなものではないと。しかし、例えば行政が出しているＰＲパンフレットに民間事業者がばっと並んで掲載されているというのは私も見たことがあります。これは、当然行政が発行しているわけだから税金でやっている。これはわかるのです。だけれども、「じゃらん」のような広告料収入でやっているような雑誌にあえて税金でそれを載せるというのは、恐らく似たような記事でもこれは広告料収入を企業から取っているよという場合とこれは税金だというのは、何か両方混在しているのではないかなと思うのです。そこで、やはり何かほかのまちと一緒にだから、もう時間もないし、行ってしまうということではなくて、ここはこういうルールでいこうやということで慎重に進めることが必要だというふうに私は思うのですが、お考えを伺いたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 清水議員のご質疑にお答えしたいと思います。十分な答弁になるかちょっとあれですが、観光振興にしても物産振興にしても我々企業との連携がなくては市の施策として成り立たないということをご理解いただけたと思います。ですから、例えば地産地消認定店などは皆さんに滝川市の物産振興に協力していただくためにさまざまな印刷物を当然企業名を掲載した中で発行するなりして推進してきております。今回のスマートインターチェンジ開設に伴う広域の観光PR事業につきましてもそれぞれが市として、行政として課題となっている施策を推進するために、観光振興にしても物産振興にしてもそうですけれども、そういったものを進めるためにはやはりその中で企業名、我々と一緒に、ともに歩んでいただいている企業の名称を載せることについては何ら問題はないのではないかとこのように理解しておりますし、また税金という縛りの中でも当然我々も最少の経費で最大の効果ということで、こういった「じゃらん」という道内では発行部数が一番多い旅行雑誌、そういったPR雑誌となっておりますので、そういった効果も狙って今回こういった計画を立てて予算化したところでございます。先ほど次長が答弁申し上げましたとおり、まだ企業についてどのような形で掲載するかというのは打ち合わせが終わっておりませんので、あと誌面の都合ですとか、他自治体のほうでどのような内容で載せるか、余りにも……今回5市5町がテーマとなって8ページ物の企画として上げることになっておりますので、滝川市だけの一存で全て載せるというわけにいかないのです、そういったバランスも考えたいということのバランスという意味でございます。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

#### ◎日程第7 決議案第1号 飲酒運転等の交通死亡事故を撲滅する決議

○議 長 日程第7、決議案第1号 飲酒運転等の交通死亡事故を撲滅する決議を議題といたします。

提案者の説明を求めます。柴田議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、決議案第１号について説明を申し上げます。

ここでは、決議案を朗読し、提案説明にかえさせていただきたいと思います。

決議案第１号 飲酒運転等の交通死亡事故を撲滅する決議。

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、市民すべての切実な願いであると同時に、市民の負託を受けた私ども滝川市議会の重大な責務です。

しかしながら、全国的に交通事故の発生により、毎年多くの犠牲者を出しており、特に重大な犯罪行為である飲酒運転、速度超過、信号無視等による悲惨な事故は、毎日のように報道され、後を絶たない実態にあります。

本年６月６日砂川市内における悲惨な交通死亡事故に続き、本来襟を正すべき立場である市議会議員が酒気帯び運転により事故を起こしています。滝川市内でも３件の交通死亡事故が発生しており、さらには北海道警察が摘発した飲酒運転は、ここ１か月で１３３件と、前年同時期に比べ４０件増えており、これまでの事故の教訓を活かせていない現状を示しています。

一瞬にして尊い命を奪い、幸せな家庭と平和な暮らし、そして地域の絆を破壊する交通死亡事故を二度と繰り返してはなりません。

このような輪禍を招く犯罪行為や危険運転を市内から一掃するためには、運転者はもとより、同乗者、家族や職場、さらには地域が一体となって「危険な運転をさせない、許さない」という強い意思を示さなければなりません。

私ども滝川市議会は、ここに改めて人命尊重の理念のもと、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚と交通マナーの徹底を図り、一日も早く再発防止体制を構築するべく、関係機関・団体はもとより、家庭、学校、職場、地域など、それぞれの立場において交通安全を推進し、安全・安心かつ住みやすい滝川市の実現に向けて、全力を尽くす決意であることをここに宣言する。

以上、決議する。

ただいま読み上げて提案いたしましたものが滝川市議会会議規則第１３条第２項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第１３条第２項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、決議案第１号は可決されました。

◎閉会宣告

○議長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成27年第2回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時07分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員